

## 中央建設業審議会総会

平成28年7月29日（金）

【事務局（三浦）】 それでは、皆さんおそろいですので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。委員の皆様方には、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

報道関係の皆様は冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは会議に先立ちまして、国土交通省土地・建設産業局長の谷脇よりご挨拶をさせていただきます。

【谷脇土地・建設産業局長】 どうも国土交通省の谷脇でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

この本審議会、去年の11月以来になろうかと思えますけれども、前回のときには横浜のマンションの事案が発生いたしました直後ということもございまして、状況の報告をさせていただきますとともに、今後の対応の仕方などについてご審議をいただいたところでもございました。本日の議題にも入ってございますが、この横浜のマンションの関係につきましては、昨年の発覚以来、いろいろな検討を進めてまいりましたが、1つは関係の建設業界の皆様にも大変ご尽力いただきまして、施工を適正化するための自主的なルールも既につくっていただいております。

一方で、構造的な課題もあるのではないかとということで、この審議会の下部組織になりますけれども、小委員会というところでこのくいの問題を受けまして、それへの対応ということで、構造的な課題にどのように対応していくべきなのかというご審議をいただいております。6月22日にこの小委員会のとりまとめをしていただいたところでもございまして、本日、そのご紹介と、今後このとりまとめに従いまして私ども各種の施策を実行していきたいと思っておりますので、その点につきましてのいろいろなご意見を賜りたいということが1つでございます。

それともう一つは、このくいの問題なども受けまして、小委員会でご議論いただいております際に、やはり建設産業政策全般について、今の時点でしっかりと議論してみる必要があるのではないかとご意見をいただいたところでございます。社会全体として人口

減少と高齢化が進む中で、建設産業の役割をしっかりと果たしていただくために、私ども生産性の向上というようなことを一生懸命進めておりますけれども、建設産業も生産性の向上を図りながら現場での力を十分発揮して、品質を確保していくということが当然重要なわけでございます。大きな社会変化の中で将来像なども見据えながら、いろいろな課題があろうかと思っておりますので、そのような課題に対してどのように対応していくべきなのかといったようなことを、今後ご議論していただく必要あるのではないかと考えているわけでございます。本日はそのように見ましたときに、今後、建設産業政策としてこういうところが重要なのではないかとといった点を委員の皆様方から、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますのでございます。

それと、もう一点でございますけれども、この前の建設業法の改正によりまして、新しい建設業法上の業種といたしまして解体工事業が新設されまして、6月1日より施行されているところでございます。これに伴いまして、経営事項審査の改正が必要になってございます。これにつきましては本審議会でご審議いただいて、決定をいただきたいと思っておりますのでございます。

大変お忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。活発なご議論をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局(三浦)】 谷脇局長は所用によりここで一旦退席とさせていただきます。また、海堀建設流通政策審議官、五道技術審議官につきましては、大変申しわけございませんが、所用により途中からの出席ということでお願いいたします。

【谷脇土地・建設産業局長】 もうちょっといます。

【事務局(三浦)】 失礼いたしました。本日は6名の委員よりご欠席との連絡を受けておりますが、委員総数の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、建設業法施行令第29条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項により、本審議会は公開されてございます。本日お手元に配付いたしました資料一覧は、議事次第に記載してございますが、不足等ございましたらお申しつけください。

議事に先立ちまして、事務局より、本日ご出席の委員をご紹介申し上げます。

まず、東京海上日動火災保険株式会社相談役の石原邦夫会長です。

【石原委員】 石原でございます。

【事務局(三浦)】 続きまして、委員の皆様を五十音順でご紹介させていただきます。

一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会副会長の青木繁夫委員です。

【青木委員】 青木でございます。

【事務局（三浦）】 魚沼市長の大平悦子委員です。

【大平委員】 大平です。よろしく願いいたします。

【事務局（三浦）】 一般社団法人全国中小建設業協会副会長の小野徹委員です。

【小野委員】 小野です。よろしく願いいたします。

【事務局（三浦）】 全国建設労働組合総連合書記長の勝野圭司委員です。

【勝野委員】 勝野です。よろしく願いいたします。

【事務局（三浦）】 日本公認会計士協会常務理事の岸上恵子委員です。

【岸上委員】 岸上でございます。よろしく願いいたします。

【事務局（三浦）】 学習院大学法学部教授の櫻井敬子委員です。

【櫻井委員】 櫻井でございます。よろしく願いいたします。

【事務局（三浦）】 東京大学大学院法学政治学研究科教授の中田裕康委員です。

【中田委員】 中田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（三浦）】 東日本高速道路株式会社代表取締役社長の廣瀬博委員です。

【廣瀬委員】 廣瀬でございます。よろしく願いいたします。

【事務局（三浦）】 株式会社リ・パブリック フェローの藤原まり子委員です。

【藤原委員】 藤原まり子です。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（三浦）】 一般社団法人日本建設業連合会土木本部長の宮本洋一委員です。

【宮本委員】 宮本でございます。よろしく願いいたします。

【事務局（三浦）】 一般社団法人日本建設業連合会建築本部長の山内隆司委員です。

【山内委員】 山内でございます。よろしく願いします。

【事務局（三浦）】 一般社団法人日本電設工業協会会長の山口学委員です。

【山口委員】 山口です。よろしく願いします。

【事務局（三浦）】 また、前回の総会以降、東海旅客鉄道株式会社常務執行役員の松野篤二委員には新たに委員にご就任いただいておりますので、ご紹介申し上げます。

【松野委員】 松野です。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（三浦）】 なお、本日あいにくご欠席ですが、東京大学大学院工学系研究科教授の小澤一雅委員、一般社団法人全国建設業協会会長の近藤晴貞委員、弁護士の佐藤りえ子委員、北海道知事の高橋はるみ委員、三菱地所株式会社取締役常務執行役員の谷澤淳一

委員、電気事業連合会副会長の廣江議委員には引き続き委員を務めていただいておりますことをあわせてご紹介申し上げます。

以上でございます。

報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りをご遠慮願います。

これより議事に入らせていただきますが、マイクの使い方についてご説明させていただきます。お手元にマイクスタンドがございますが、こちらのボタンを押していただきますと赤く光った状態になります。そちらの状態でご発言をいただきまして、発言が終わられた後は再度ボタンを押していただき、赤い色を消していただくようお願い申し上げます。

それでは、これ以降の議事の進行は石原会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

**【石原会長】** 石原でございます。ご指名でございますので、本日の議事の進行役を務めさせていただきますと思います。

本日は議事が大変たくさんございますけれども、たっぷり時間をとりまして、ぜひ活発な議論をされるようにしたいと思っております。特にくい打ち問題に端を發しました問題もさることながら、構造的な問題ということで、中長期的あるいは短期、本日はいろいろな面の問題についてのご論議をお願いいたしますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、まず議事の一番最初になります、基本問題小委員会の中間とりまとめに関する問題につきまして、事務局よりご報告をよろしくお願ひします。

**【平田建設業課長】** それでは、建設業課長の平田でございますけれども、私から基本問題小委員会中間とりまとめについてご説明を申し上げます。用います資料は、資料2と書いてございます「基本問題小委員会 中間とりまとめについて」、そしてまた適宜参考資料1-2がございますが、そちらの参考資料も随時参照しながらご説明を申し上げたいと思います。

資料2につきまして、1枚めくっていただきまして1ページでございますが、横浜市都筑区のマンションに端を發した基礎ぐい工事問題ということでございまして、基礎ぐいの支持層への未達などがあつたこと、また施工データの流用等があつたということが判明しまして、対応についてこれまで進めてまいりました。これまでの対応状況でございますが、当該マンションにつきまして横浜市、建築基準法上の特定行政庁でございますけれども、こちらが事業者等に指示しまして、建築基準法への適合性を現在検証中ということでございます。一方、建設業行政の立場では国土交通省のほうで三井住友建設、日立ハイテクノ

ロジーズ、旭化成建材の3社に対しまして、建設業法に基づく営業停止等の処分、また指名停止を実施しているという状況でございます。

また、施工データの流用等に関して申しますと、旭化成建材による360件のデータ流用が判明した。同様にコンクリートパイル建設技術協会の会員企業の点検の結果、56件のデータ流用が判明したということでございますが、旭化成建材の分につきましては、360件中358件、またコンクリートパイル協会につきましては、8社56件全てについて安全性を確認済みということでございます。国土交通省のほうで施工データの流用等を行った企業に対しては、勧告を実施しているところでございます。

この問題に関しまして、2ページでございますが、再発防止策ということで、「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」を設置しまして、昨年12月25日に中間とりまとめをいただいたところでございます。その中間とりまとめは大きく言うと2つございます。1つは基礎ぐい工事に関する適正な設計・施工、それから施工管理のための体制構築に関する提言というところでございまして、それを踏まえて私どもとしましても、基礎ぐい工事に際して遵守すべき施工ルールを策定したりといったような対応をとったところでございます。

もう一つが、今回の基本問題小委員会と関係する部分でございますが、建設業の構造的な課題に対する対策に関する提言ということで、元請・下請の問題とか、民間工事における関係者の役割分担とかいったことにつきまして提言があつて、それを受けて、基本問題小委員会で今年の1月からご議論いただいたところでございます。

今回、とりまとめいただきました内容につきましては、もう1枚めくっていただきましたA3の資料でございます。建設業に係る構造的な課題でございますので、その内容は大きく3つございます。建設生産システムの適正化ということで、青色の箱で書いてあります。それから、担い手の問題ということでオレンジ色の部分。それと基礎ぐい問題と直接の関係はないのですが、建設企業の持続的な活動が図られる環境整備ということで、大きく3つの柱についての対応策をご提示いただいているところでございます。

まず、建設生産システムの適正化に関して申しますと、施工体制における監理技術者等の役割の明確化とございますが、施工の専門化・分業化が進む中で、元請と下請の技術者の役割の違い、本来あるべきところ、両者の区別がなかなか曖昧であるといったようなこともございまして、それぞれの技術者が担う役割を明確化すべしということでございます。これにつきましては、私どもでも作業しまして、役割について整理した上で後日通知した

いと考えてございます。

次が、技術者の適正な配置のあり方でございます。これにつきましては、参考資料1-2の3ページをごらんになっていただきますと、現在、建設業法上、技術者の配置ということで、例えば監理技術者を専任で配置するということがございますが、これは現在、1件当たり3,500万円以上の工事ということで、金額のみで切っている基準になってございます。ただ、実際には工事の難易度とか、あるいは材料費の割合といったような工事の内容も勘案すべきではないかといったご指摘もいただきまして、この中間とりまとめの概要の上から2つ目に書いてございますが、現行の請負金額一律の基準に、金額以外の他の要素も盛り込むことについて、引き続き検討すべしということございまして、こちらについても私どもでの検討を進めてまいりたいと考えてございます。

それと、3つ目でございますが、実質的に施工に携わらない企業の施工体制からの排除ということでございます。参考資料で申しますと、7ページをごらんになっていただきますと、商社や代理店等が施工監理を行わないまま、施工の縦の流れに入ってきていて、請負契約という形で取引当事者と契約を結んでやっているという例がまま見受けられるところでございます。これが本当に請負契約でいいのかどうかということもございまして、より一層の重層化を招いているのではないかというような指摘もあり、施工体制から外れた形での関与を考えるべきではないかということでございます。その際にポイントになってまいりますのが、こういった実際に施工に携わらないながら請負契約に入っているということが、建設業法上禁止しております一括下請に当たるかどうかということがございまして、その判断基準について、現在、施工に実質的に関与しているかがポイントなのですが、基準がはっきりしないということでございますので、そここのところの明確化について、これも私どもでより検討を進めてまいりたいと考えてございます。

中間とりまとめの施工建設生産システムの適正化の4つ目は、民間工事における請負契約の適正化ということございまして、これは次の議題の中でご説明申し上げたいと思います。

次に、建設生産を支える技術者や担い手の確保・育成でございます。これは2つの内容がございます。1つは技術と管理能力に優れた技術者の確保・育成と活躍でございます。若手技術者の入職の減少といったようなことが問題になっておるわけでございますけれども、現在、技術者になるための資格として技術検定というのがございます。技術検定につきましては、現在、受験機会は年1回となっておるわけでございますが、そのうち2級の

試験につきましては、若い人たちが試験を受けるということでございまして、若年層の入職促進という観点からは、2級の試験の回数を増やしていくようなことも必要ではないかということでございまして、受験機会の年2回化についてご提言いただいております。これにつきましても、私どもで関係者との検討を始めたところでございます。

2つ目が、大量離職時代に向けた中長期的な技能労働者の確保・育成でございまして。これにつきましては、参考資料の16ページをごらんになっていただければと思います。人材投資成長産業ということで、人と企業がともに成長する好循環を生む人材投資成長産業を目指すべきだということなのですが、その内容としましては、6つの重点施策でございまして。この赤色の箱のところに書いてございまして、1つ目には賃金アップや休日確保などの処遇の改善。2つ目としてキャリアパスの見える化ということで、特にいわゆる期間技能者の職歴がちゃんと把握されて評価されるようなシステムづくりができないかということで、現在、建設キャリアアップシステムの構築に向けて検討しておりますけれども、そのようなことについての提言がなされております。

また、3つ目として社会保険の未加入対策。こちらも現在取り組みを強化しているところでございまして、平成29年度には企業ベースで100%の加入を目指すということでございまして。

4つ目としまして、教育訓練の充実、5つ目としてイメージアップ戦略、先鋭的プロモーション、6番目として生産性の向上ということで、特に建設業の場合、忙しい時期とそうでない時期でかなり差が激しいということで、繁閑調整とか、あるいはいろいろなものの平準化といったようなことも含めて、生産性の向上に向けての取り組みをしていくということでございまして。

それと、担い手5分類と言っておりますけれども、若年の雇用対策という意味では、若年確保の対策などもこれまで進めてきたところでございまして、やはり担い手を確保するという意味では、それ以外のいろいろなターゲットについても対策を進めていくべきということで、若者、中途採用、3つ目として離職防止・定着促進ということ、4番目として女性の活躍、5番目、高齢者と、こういった担い手5分類ということで、施策を進めていきたいということでございまして。

今申し上げたような人材投資成長産業の実現に向けた施策という意味では、既に取り組んでいるものもございまして、これから中長期的に考えていかなければいけないものも含まれてございまして、いずれにしましても今後の建設業界の重要な課題でございまして、

いろいろな取り組みを進めていくということでございます。

中間とりまとめの最後でございますが、建設企業の持続的な活動が図られる環境整備ということで、地域の中小建設企業の合併や事業譲渡等が円滑になされる環境整備でございます。これは経営者の高齢化、特に中小建設企業等で後継者問題といったようなことがございまして、一方で地方では建設業の役割は非常に重要であるということですから、やはり合併や廃業する企業の事業承継が円滑に行われる必要があるということで、具体的には合併する際の許可とか、経営事項審査の手續の問題など、こういったことにつきまして今後検討していくということでございます。

今、申し上げたような大きく分けると3つのカテゴリーについて、中間とりまとめということではいただいているわけでございますが、その他の課題ということで、例えば経営業務管理責任者の要件のあり方とか、軽微な工事に関する対応といったことについても触れられているところございまして、この中間とりまとめを受けまして、私どもとしても施策の具体化に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【石原会長】      ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきましたが、これらの問題につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしく。どうぞ、山内さん。

【山内委員】      日建連の副会長、また経団連の社会基盤強化委員長をしております山内でございます。一言意見を述べさせていただきます。

横浜のマンションの基礎ぐい工事問題につきましては、昨年11月11日に開催されました当会におきまして、施工管理の責任を負う元請団体である日建連として大変重く受けとめており、最終消費者、発注者、さらには国民の皆様の信頼回復に向けて、日建連及び個社において、喫緊の課題として万全の態勢で取り組むと申し上げました。以来日建連では、既製コンクリート杭施工管理指針を作成し、会員各社において実施徹底を図り、再発防止に向けた取り組みを進めているところでございます。

今回、基本問題小委員会におきまして、基礎ぐい工事問題に関する対策委員会の中間とりまとめにて提示された建設業の構造的課題について、速やかに具体的な対応策が示されたことを受け、日建連といたしましては、今回示された方向に沿ってしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。また、同様に示されました担い手の確保・育成につきましても、日建連では現在、技能者の賃金改善、社会保険の加入促進、休日の拡大、女性の

活躍推進等の活動に取り組んでおります。特に建設キャリアアップシステムにつきましては、技能者の処遇の改善と資質の向上を図る基幹インフラでありますので、国交省様をはじめ、関係団体と連絡して、連携して、来年度の運用を目指して積極的に取り組んでまいりたいと思います。

先日、経団連でも官民、あるいは業種を超えた取り組みとして、ハウスメーカーを含み、このキャリアアップシステムを運用することにより、来るべきオリンピックにおきまして、テロ対策やセキュリティーの面でも効果が期待できると考えていると申し上げた次第であります。日建連といたしましては、担い手の確保・育成、生産性の向上を図ることによって、2020年東京オリンピック・パラリンピックの施設整備、国土の強靱化やインフラの整備、メンテナンスといった建設業に課せられた責務をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**【石原会長】** ありがとうございます。

それでは、ほかに。今、日建連さんから、決意表明とこれからの取り組みについてご紹介がございましたが、引き続きどうぞお願いします。

**【山口委員】** 日本電設工業協会の会長をやっております山口と申します。

先ほどの基本問題小委員会の中間とりまとめの中では、やはり担い手の確保と技術・技能の継承というのが非常に大きな課題ではなかろうかなと思っております。そんな中で、私どもとしては将来にわたって技術・技能を若年層にどう継承していくかというのが大きな課題でございます。実は昨年度から、日本国中の大手の電気工事会社の研修施設を活用して、今、地域の中小の会員会社の技能職の育成に、座学と実技講習と両面にわたって研修をし、1年間で400名弱の人材を養成しているところであります。こういう形で、技術・技能の継承というのを第一義に掲げて、これからも進めていくつもりであります。

一方で、これはお願いではございますが、国土交通省は昨年、生産性の向上を大分うたわれておりますが、現在のところはICTを使ったハード面での生産性の向上等についていろいろ検討されているようでございますけれども、私どもはそれに加えて大事なことは、やはりソフトの部分もしっかり並行して検討していただきたい。例えば仕組みの問題、建設業の現場で生産性を阻害する仕組みがあるのかないのか、もしあるとすれば、それを潰すことによって各企業が現場で生産性の向上を図ることができるんじゃないかと思っております。例えば工程のおくれというのが、生産性の向上にブレーキをかける面は否めませ

ん。例えば前工程のおくれが最後の段階に来て、生産性の向上をやらなきゃいかんということもわかっているけど、結局は竣工時期に間に合わせるためにそんなことは言っておれずに、人を大量に送り込んで、竣工時期に合わせるということが現場ではしばしば起こっているわけでございます。こういう形のソフト面での活用というのをハード面とあわせて、ぜひ生産性の向上に向けてご検討いただければと考えている次第でございます。

以上でございます。

【石原会長】      ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【櫻井委員】      学習院の櫻井です。私はこの検討については特にかかわっておりませんが、文章をいただいてざっと読ませていただいたのですが、建設業そのものについては実態自体が外からは非常に見えにくいところがありまして、今回の事件はある意味、建設業界の実態を分析して、客観的にその特徴を文字化したということ自体に大きな意義があるかなと思っております。

それで、1つお伺いしたいのは、これはまさに実態がどうかということともかかわりますが、こちらの間取りまとめの16ページに、重層下請構造の改善というお話があって、このこと自体はあり得べき提言で全く別に問題はないのですが、下請構造について重層的であるということが、ある意味、機能分担とか、専門化に対応してそういう構造ができ上がっているという面も一方ではあり、しかし、ご指摘のように、種々問題が生じている。しかも業界によっては何次下請まであるかわからないという実態もあるというようなところで、ここを近代化、現代化というよりは近代化という感じなのではないかと思いますが、少しそのクオリティーをよくしていかないといけないというのが差し当たって現在の問題なんだろうと思っております。

もう一つ素朴な疑問としては、請負という形態そのものについて、どのように理解したらいいのかというところがあって、つまり通常民法の普通のモデルで言うと、仕事完成義務なんですね。ですから、下請さんをお願いした場合には、そこにいわば専門性、自立性を尊重して仕事をやっていただくという構図の中で、指揮命令はできないという仕切りがあるわけです。しかしながら、進行管理はしますし、それから実際には技術的な指導もするというので、いろいろなプロジェクトによっては当該場においては、元請さんもいるし、第1次下請もいるし、2次下請もいるし、いろいろな方々がいらして、そこでジョイントで動いているという実態があって、これは多分、現状といいますか、実態からすると

本当に下請という、そもそも基本モデルのところ少し違うんじゃないかという感じがあって、何がどう違うのかということ自体がはっきりしていないので、なかなか表面に出てきにくいところなんです。

そうすると、ここは通常の請負という法律の構成自体と、それから本当にこういう建設業を進めるに当たっての基本的な契約形態、もちろん個別の契約があるわけですが、その個別契約と請負というモデルというところの乖離というか、実態のバリエーションがあると思われます。そのところは構造問題のはずでして、今回はそこには触れておられないのですが、多分、ある意味1つの現代的な課題でもあって、私はそこが非常に整理しにくいところだなと思っておりまして、もし現時点でご感触が何か簡単に答えられるのであれば、ぜひご感想でもいただければと思うのですが、そういう問題も扱われる必要があるのではないかと考えておるところです。

以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。

ただいまお二方からいろいろお考えとご質問、あるいはご意見がございました。とりあえず今の、まずはハードではなくてソフト面での生産性向上、もう一つは請負契約、あるいは重層下請に絡まる本質的な問題ですね。

【平田建設業課長】 生産性の向上が建設産業にとっても極めて重要な課題であるということで、私どもとしてもいろいろな取り組みを進めていきたいと思っておりますが、今、委員からお話があったように、現場の生産性もさることながら、やはり仕組み自体が企業としての生産性、あるいは業全体としての生産性を阻害している面がありやなしやということについては、十分いろいろ吟味しながら検討していかなければいけないと思っております。建設産業政策の役割というのは、現場で一生懸命生産向上に努めていただいている方の成果がさらにちゃんと建設業全体として、あるいは企業としてちゃんと享受されるようなことでやっていくということだと思いますので、そういった生産性を阻害しているかどうかということの観点から、もう一度いろいろな制度をしっかりと見直していく必要があるんじゃないかと思っております。山口委員がおっしゃったような方向も含めて、今後の検討の中で進めていければと思っております。具体的には後ほど議題の中で、今後の検討の方向についてご説明する場面がございますので、またそこでも触れたいと思っております。

それと櫻井先生から、今、法律上も何と申しましょうか、まさに本質に迫るようなご指摘をいただいたと思っております。建設業の成り立ちといいますか、建設業法の中でも、

やはり建設業というのは請負契約で、完成を約してやるということになってございます。まさにその完成を約束してやるということであるがゆえに、縦の重層構造の中でもそれぞれが発注者、それぞれの注文者に対して受注者が責任を果たすということで、現在の仕組みができています。先ほども触れた例えば商社や代理店の絡み方みたいなこともそうですし、あるいは発注者のかわりにCM、コンストラクション・マネジメントという形で、その施工の体系の中にかかわっていくというやり方、これはおそらく請負ではないということだと思いますが、そういった新しいやり方も含めて、請負だけでこの業の構造を語っていくのがいいのか、あるいはほかの契約形態等も含めて、しっかり今日的な目で見直していくことも必要なかということについて、議論する必要があるんだと思っています。

私どもとしては、まさに後者の立場といいますか、請負だけの問題ではなくて、請負の外にあるものを含めてしっかり検討していかないと今日の建設産業政策は語れないのではないかと考えてございます。そういう意味で、法律論をぎりぎり言ったときにどうかということもいろいろございますけれども、今のご指摘、よく意を用いて今後検討を進めてまいりたいと思います。

**【石原会長】** ほかにございますでしょうか。本日、中間報告でございますので、今後さらにこういった点を検討してほしいとか、あるいはこれはおかしいんじゃないかという点、何かございましたら、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今、課長からお話しいただきましたように、ただいまお受けいたしました皆様のご意見を踏まえて、今後さらに検討を進めていただきたいというふうにお願いします。これは中間報告で、最終というのはいつごろになるんですか。

**【平田建設業課長】** この中間とりまとめということで一旦まとめていただきましたけれども、さらに例えば今後、また基本問題小委員会の中でご議論いただくべき話が出てくれば、それで議論を再開して、最終ということになろうかと思っておりますけれども、現時点で一旦は中間とりまとめという形をお願いしたということです。

**【石原会長】** ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、続きまして議事の（２）に入りたいと存じます。民間建設工事の適正な品質を確保するための指針についてということでございまして、資料３に基づいてよろしくどうぞお願いします。

**【平田建設業課長】** それでは、資料３、民間工事の適正な品質を確保するための指針

でございます。

今回、基礎ぐい問題などでも明らかになったように、施工していくと、やはり当然、施工して初めてわかるというようなことがいろいろ出てきて、こういった施工上のリスクをどう考えるかということについての問題でございますけれども、まずこれは主にマンション建設などの民間工事を想定しての指針ということで作成してございますが、請負契約に先立って具体的な施工上のリスクについて、受発注者間で情報共有を図ってもらおうと。これがやはり民間工事の適正化の第一歩だろうということで、こういった指針を作成したということでございます。

具体的には、施工上出てき得るリスクというものを12項目挙げてございまして、資料3の一番下にあるような地中関係で言うと、支持地盤深度、地下水位、地下埋設物といったようなもの。それから設計関係で言うと、設計図書との調整とか、設計間の整合、それから資材関係、周辺環境等々のいろいろな想定され得るリスクがあるわけでございます。このリスクについて、私どもで民間工事指針ということでリスク協議の基本的な枠組みをご提示しまして、私どもの期待としては、現場で請負契約を締結する前に、こういったリスク項目について、発注者、受注者、そして設計者が一緒にまず協議していただき、リスクが実際に出てきたときにはどちらの役割分担でこれに対処するかといったようなことをあらかじめ決めていただくと。できればそれを請負契約にも反映していただくといったようなことで、指針としてまとめたものでございます。

民間工事についての指針でございますので、これ自体が即強制力を持つというわけではありませんけれども、この指針については建設業課長及び不動産業課長連名の通知ということで、建設業関係の受注者側だけではなく、ディベロッパーなどの民間発注者も想定して、不動産関係の団体にも同時に通知してございまして、できればこの民間工事指針をうまく活用しながら、民間工事において受発注者間での円滑な協議をしていただくというようなことでの使われ方をしていただきたいというのが、私どもの希望でございまして、そういった活用がなされるように各方面への周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**【石原会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見、どうぞよろしく。

**【山内委員】** 先ほども意見を言わせていただきました日建連副会長の山内でございます。

民間建設工事の適正な品質を確保するための指針につきましては、建設業課長と不動産業課長の連名で、建設業団体と民間発注者団体に対し、本指針への適切な対応を要請されましたことは極めて意義深いことであると考えております。本指針の趣旨を真摯に受けとめ、民間発注者との情報共有を図り、施工上のリスクについて適切な協議を行うことにより、中央建設業審議会が求める当事者間の適切なリスク負担に基づいた契約条件の確保と請負契約の適正化を通じて、民間建設工事の適正な品質の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、私ども日本建設業団体連合会では、国土交通省官庁営繕部様からご指導とご協力をいただき、適正工期算定プログラムを作成してございまして、これを民間発注者にもご理解をいただきながら、適正な工期を設定しまして、作業員の休日確保にも努めてまいりたいと、そのように考えておる次第でございます。

以上でございます。

**【石原会長】** ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

両当事者間の理解を深めるというのはまさにそのとおりだと思うんですけども、これにつきまして、今、日建連さんからお話いただきましたが、ほかの方、いかがでございますか。よろしゅうございますでしょうか。この趣旨でお二人の課長さんからも連名でということでございますけれども。

それでは、皆様、これについてご賛成いただけたと思われま。この民間工事指針につきましては、先ほどお話がありましたように、既に今月14日に建設業界、不動産業界向けにそれぞれの課長通知として発出されております。標準請負契約約款を補完して、適切な請負契約が結ばれるための基本的な枠組みとして、今後、建設工事の場で広く適用されることが期待されているところでございます。この民間工事指針につきましては、本審議会の審議事項ではございませんけれども、本日の総会において、皆様からご異議がないものご理解いただきたくということでございますので、事務局においてはさらなる周知を図っていただきたいと考えますけれども、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、よろしく願いいたします。

続きまして、次の議題、議事の(3)、経営事項審査における技術職員の評価方法の改正について、事務局より説明をよろしく願います。

**【平田建設業課長】** 続きまして、経営事項審査の審査項目の改正につきまして、ご説

明を申し上げます。資料4、参考資料3、あと参考資料5もございますので、これらを用いながらご説明を申し上げたいと思います。

まずこの議題につきましては、審議事項ということでお願いしてございます。一番後ろに参考資料5という条文の書いた資料があるかと思いますが、その中で建設業法第27条の23という一番上にある条文をごらんになっていただきますと、「経営事項審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定める」ということになっていますので、まさにこの意見を伺う部分が今回の議題ということでございます。

経営事項審査でございますが、参考資料3というパワーポイントの資料の2ページをごらんになっていただきますと、経営事項審査は公共事業の発注者に使われる企業評価の仕組みでございますが、その評価項目というのが大きく言いますと4つございまして、経営規模、経営状況、技術力、その他審査項目となって、それぞれの点数を足して総合評定を出すという仕組みになっておるのですが、今回ご審議いただきますのは、このうちの技術力というところ、いわゆるZと言われている部分でございます。これは各建設会社の技術力を技術職員の数に応じて評価するという仕組みになってございまして、具体的に言いますと、技術職員にそれぞれの職員が持っている資格などによって点数が異なっておりますけれども、それと職員の数の掛け算で点数を出すというものでございます。

資料4をごらんになっていただきますと、今回の評価項目に追加しようとしておりますのが、登録基礎ぐい工事試験、登録解体工事試験についてでございます。これは今回、解体工事業というのが業種の追加になっておりますので、それについて経営事項審査の基準を決める際に、新しい民間資格として、この2つの試験についていかなる評価をしていくべきかということでございます。今あります既存の資格等々を分類しますと、この資料の下にありますとおり、6点となっている1級の監理技術者の講習を受けている受講者から、1点のその他技術者というものまで、点数を違えて制度が成り立っておるわけでございます。そのうち2級技術者が2点、その他技術者が1点となっております。この2点と1点の違いなのですが、2点の技術者というのは、その試験に合格すれば即主任技術者になれるというのですが、1点の技術者というのは試験に合格した後、さらに実務経験を積みなければいけないという資格のカテゴリーでございます。これが1点でございます。

今回、追加しようとしております登録解体工事試験、それと登録基礎ぐい工事試験につきましては、合格者はすぐ新技術者としての資格を得ますので、2点並みということで、2級技術者相当の点数を2点として付与するというでいかがかと考えてございまして、

お認めいただければ、これらにつきまして経営事項審査の告示を改正して措置することになるということでございます。

以上でございます。

【石原会長】 ただいまのご説明でございますが、ご意見、ご質問はございますでしょうか。どうぞ。

【勝野委員】 解体工事業の登録試験の内容についてお聞きしたいのですが、参考資料3の4ページに試験の内容ということで、解体工事と基礎ぐい工事それぞれ記載がございますが、基礎ぐい工事のほうでは、関係法令ということで、労働安全衛生法その他関係法令という記載があるわけですが、解体工事については関係法令が少し、何というんですか、ここでは廃掃法なりリサイクル法は記載があるわけですが、労働安全衛生法が記載されていないのですが、これは実際にその他に入っているのかどうかという点について少しお聞きしたいと思います。

【平田建設業課長】 すみません。こちらにつきましては、資料のたてつけ上、その他関係法令と書いてしまっていますが、労働安全衛生法についても入っているということでございます。

【勝野委員】 とりわけ解体工事をしていく際に、アスベストの飛散防止ということが非常に大きな課題になっているかと思えます。そうした点で今言ったとおり、当然、労働安全衛生法についても、関係法令、知識の中に入れていただきたいということなのですが、加えまして、大気汚染防止法なり石綿障害予防規則も、施工する労働者の健康、または近隣住民の健康等に配慮するならば、当然この2つの法律なり規則等もぜひ入れていただきたいという要望でございます。

【石原会長】 いかがでございましょうか。

【平田建設業課長】 今、頂戴しました意見につきましては、実際の試験実施機関がございしますので、そちらのほうにもお伝えしておきたいと思えます。

【石原会長】 よろしゅうございますか。

【勝野委員】 はい。

【石原会長】 それでは、お伝えいただくということで、その結果をということですね。ほかはいかがでございましょうか。

私どもこの委員会での審議事項でございますので、決定事項でございますから、よろしゅうございますか。

ただいまのご意見いただきました点も踏まえまして、経営事項審査における技術職員の評価法の改正につきまして、皆様から基本的にはご了承いただいたものと考えますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石原会長】 それでは、本日の総会におきまして、案のとおり、了承されたものとしたいと存じます。なお、ご質問がございました点について、確認をさせていただきたいと存じます。

続きまして、議事の(4)、建設産業に係る今後の政策検討の進め方につきまして、事務局より説明をよろしくお願いします。

【平田建設業課長】 それでは、資料5を用いまして、建設産業に係る今後の政策検討の進め方ということで、ご説明を申し上げたいと思います。

実は冒頭、最初にご説明いたしました基本問題小委員会の中間とりまとめの中でも、建設業法制定から約70年経過しているということで、建設業制度の基本的枠組みを再検討すべきということで、さらなる検討を深めることが望まれるというふうになってございます。そういったことも踏まえまして、今後新たに政策の検討をしてみたいということでございます。資料の上にもありますとおり、人口減少・高齢化が進む中にあっても、経済成長と国民生活の安全・安心の基盤である建設産業が生産性を高めながら「現場力」を發揮できるよう、以下の課題について検討ということで、その際、建設産業の将来展望も踏まえながらやっていきたいということでございます。

大きく言うと3つあるかと思っております。1つは建設産業の発展性・収益性ということ。それから、建設産業の持続性、受発注者間の信頼構築、こういった大きな3つの柱での課題があるかと思っております。

それをそれぞれ2つずつ課題として整理しておるわけですが、1つは発展分野への展開ということで、長期的には人口減少・高齢社会という中で、海外建設市場への展開をはじめ、いかにして建設産業のウイングを広げていくかということでございます。検討課題として、海外建設市場の展開とか、請負以外の分野への展開、PFI・PPPへの展開、プロジェクト・マネジメント能力といったようなことが課題になってこようかと思っております。

2つ目が経営力と生産性の向上でございます。これは先ほどの議論の中で山口委員からもご指摘がありましたように、企業として、仕組みとしての生産性の向上ということも念頭に置きながらの話でございますが、他産業と比較して依然として収益性が低い中で、い

かにして生産性を向上して、企業経営力を高めていくかということでございます。川上段階も含めた建設生産システム全体での生産性の向上、それから現場のみならず企業としての生産性の向上、これはまさに仕組みにかかわる部分かと思えます。それから、生産性向上のための企業評価、法務・財務・経理能力の向上、技術者の適正配置といったことについての検討があるのかなと考えてございます。

3つ目が人材の確保でございます。労働力人口が減少する中で、また他産業との人材獲得競争が激化する中で、いかにして有能な技能労働者・技術者を確保していくかということで、技術者の配置、技能労働者の役割、労働の平準化など安定的な雇用環境の条件整備、職歴の評価、専門工事業者の評価といったようなところにつきまして、人材の確保のための課題を検討していつてはどうかということでございます。

4つ目として、地方における役割の維持ということで、地方におきましては後継者難や規模縮小が懸念される中で、一方で災害対応、あるいは地域貢献ということで非常に重要な役割を果たしていただいておりますので、そういった建設業者がいかに事業を継続していくかということで、施工能力を維持しながら、事業承継とか譲渡をいかに環境整備しながらやっていくかということ。それから、災害時に活躍する建設会社の評価とか、安定して事業機会を確保できる仕組みといったものを検討していつてはどうかと考えてございます。

5つ目としまして、建設工事の信頼性の確保でございます。基礎ぐい問題等々もございましたけれども、やはり建設工事の信頼性というのが非常に大事でございますが、いかにして施工不良を未然に防止して、信頼性の高い産業としていくかということで、建設生産システム全体での品質確保、あるいはコンプライアンス、工場製品の品質管理、紛争調整とかガバナンスといったことについての検討を進めていつてはどうかということでございます。

6つ目として、発注の改善ということで、今後、技術職員の不足等が見込まれる中で、いかに効率的かつ持続的な発注制度を構築して普及させていくかということで、CMとか、技術者のいない自治体でも簡素で効率的な発注方式ができないかとか、あるいは発注時期の平準化といったことに取り組んでいつてはどうかと考えてございます。

こういった課題は幅広くあるわけでございますけれども、建設業の許可制度とか、あるいは先ほど櫻井先生からもお話がありました請負契約そのもののあり方、それから経審、技術者制度、入札契約制度などろもろ関連の制度がございますので、その基本的な枠組

みについて新たな検討の場を設置して議論をお願いしてはどうかと考えてございまして、こういったところでいろいろと検討項目についてもうまく吟味しながら、進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【石原会長】 今後の政策検討の進め方ということで、非常に広範囲にわたる問題指摘がされているわけでございます。これからは自由論議ということで、ぜひ皆様からいろいろなご意見を。どうぞ、山内さん。

【山内委員】 日建連の山内ですが、さきの熊本地震における建築物の被災状況を踏まえて、一言意見を申し述べさせていただきたいと考えています。

ご案内のとおり、4月に発生した熊本地震では現行の耐震基準の想定を超えた複数回の強震と頻発する余震により、多数の建築物が被災いたしました。特に新耐震基準以前に建築された一部の市庁舎等では倒壊のおそれがあることから、行政機能の移転を余儀なくされ、災害対応に支障を来すケースもございました。この9月には、本件に関する国交省有識者会議の最終報告が提出されると聞いておりますが、災害時に救難、救護の拠点となる市庁舎、病院や不特定多数が利用する施設等の公共建築には、一般建築よりも一段と高い耐震性能が要求されることから、公共建築に関する耐震化への取り組みをなお一層促進していただきたいと思いますと考えております。

なお、この件につきましては、国土交通省の住宅局建築指導課の皆さん、建築学会を中心とする学会の皆さん、また私ども民間、官民一体となって対応してまいる体制を構築しているつもりでございます。また、経団連社会基盤強化委員会として同じ趣旨で取りまとめた提言を、石井国土交通大臣、河野防災特命担当大臣、谷垣自民党幹事長、二階自民党総務会長に手渡ししてきたところでございます。

以上、報告とお願いをいたしました。

【石原会長】 ありがとうございます。今の災害関連というのは、この中ではどこかに入っていると考えてよろしいんですか。

【平田建設業課長】 建設業の観点で、災害とのかかわりという意味で申しますと、先ほど山内委員からもお話があったような、まさに地震のときに耐えられるような公共建築をどうやってやっていくかということもございまして、あとここで書いてありますものの中には、課題の④が一番関係する部分でございますけれども、地域の建設会社が災害時にいろいろな応急対応、災害復旧等々で非常に大活躍をされているわけでございます。そう

いった活動がちゃんと地域の中で持続していけるように、建設業行政の中でも対応を考えるべきではないかということでございまして、資料としてお示しした中では主に地方の建設業者のことを想定してございましたけれども、今、山内委員からのご指摘があったようなことにつきましても、建設業行政のみならず、当然、建築行政全体の話、あるいは庁舎の整備に関する各自治体の政策等々あるかと思いますが、私どもの関係する部分では適切に取り組んでまいりたいと考えてございます。

【石原会長】 それでは、どうぞ。はい。

【近藤委員代理（伊藤）】 全建の専務をしております伊藤でございます。今日は近藤会長が出席かないませんので、私が代理で出席させていただきました。

政策の検討の進め方、いろいろな課題がありますので、ぜひ掘り下げた議論を進めていただければありがたいと私どもも思っております。その中で資料5にこの6項目があるのですが、特に課題①と課題④の関係で少しご発言をさせていただきたいと思っております。

まず、課題①の柱のところ、「国内経済活動の縮小が想定される中」とさらっと書いておられるのですが、この言葉はこれからの我が国の建設市場の縮小とか、あるいは建設産業そのものについての縮小みたいなイメージでは多分ないんだろうなとは思っています。建設投資自体はこの20年間の中で、公共投資なんかは半減というような状況になっているわけですが、本当にこれからの我が国の状況、あるいは諸外国との関係での競争力維持等々を考えたときに、建設投資、公共投資なりをどうやって確保していくのか、規模的にどのように想定するのか、政策的な意味合いも含めて、単純に縮小というようなことにはおそろくないだろうなと思うわけでありまして。

そういったことで、これからの建設市場の状況とかいったところについては、また見通しも含めて、ぜひ掘り下げた議論を続けていただければありがたいなと思うわけでありまして。検討課題の例で、海外建設市場への展開ということで、地域の建設企業の中でもこういった海外市場にも出ていっている企業がたくさんあるわけですが、そういう中で、大事な分野としまして、やはりいろいろなこれからの状況の中で、維持管理、更新といったものも大事なテーマになってきて、そういった分野の仕事の広がり、それに対して建設産業がどう役割を果たしていくのかといったところについてもぜひ議論を深めていただければありがたいなと思うのが1点でございます。

また、課題④でありまして、これについては後継者難、私どももいろいろな形で地域の建設業の皆さんと話していく中で、将来の経営者はどうするのかというのが、本当に経営

陣の皆さん、一番頭を悩ませているところだと思っております、後継者不足の中で、事業承継とか、時には合併というような選択肢も含めて、いかに円滑な環境整備を図っていただくということが大事なことだと思っております。ただ、そういう中で、ここでも規模の縮小という言葉が出てきているんですけども、今、地域のいろいろな建設企業の災害対応とか地域貢献の中で、私どもが気にしている点としましては、私ども2万建設企業が各協会の傘下にあるのですが、その2万企業が1つもない公共団体が増えてきているんです。また、これからなくなるんじゃないかと心配されているところも数多くあるものですから、そういった中で地域の建設企業の数の縮小みたいなイメージの議論が、これはそんなことではないんだろかなと思うんですけども、逆にそういったことにつながらないように、環境整備をしながら、いかに地域の中での建設企業を育て守っていくのかといった観点も、ぜひ議論の中でさせていただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。今、地域の企業という観点からいろいろお話しいただきましたけれども、大平さん、何かございますでしょうか。

【大平委員】 新潟県の魚沼市です。私たち地方の課題というところでは、後継者の問題は非常に大きいんですけども、今、地元の建設業というのは、これは建設といっても農政のほうにかかわるのですが、ほ場整備といったことも受けておりますし、先ほどお話がありましたように中越大震災がありまして、やはり震災、災害では河川の見回りをお願いするとか、ほとんど私たち自治体と建設業というのは非常に密着した、お互いに助け合っていたりとか、そんな関係があります。

それから、魚沼市は豪雪地帯ですので、冬場の雇用の中では除雪が非常に大きな収入源になります。県と魚沼市だけでも冬だけで約26億円ぐらい、大変小さい自治体ですけども、それぐらい冬の除雪が大きな収入源になっていますが、問題はオペレーターが不足してきていること。もう70以上の方たちがいまだに除雪車・機に乗ってオペレーターをやっているという現状がありまして、若者のオペレーター育成といったことが、今、地方の建設業の課題だなというところであります。

【石原会長】 せっかくですから、どうぞ。

【廣瀬委員】 ちょっと関連いたします。高速道路会社の廣瀬でございます。

私どもは東日本高速道路でございますけれども、全国的には中日本、西日本、あとは首

都、阪神高速、本四架橋等あるわけですが、今のお話の中で、先ほどの全建の伊藤専務のお話、あるいは今、魚沼市長さんのお話等にも関連いたします。私ども基本的には発注者という立場ではあるんですけども、施工体制のあり方や工事を支える担い手の確保というのが非常に重要な課題でございます、これらの課題に対応しつつ、建設の面で申しますと、首都圏の環状高速道路の整備、これは大規模な建設工事でございますし、それからお話がありました老朽化した橋梁等の更新事業、あるいは日常的な維持管理、これは後で申し述べますけれども雪氷——雪と氷と書くのですが——対策等にも管理業務を適切、効率的にいかに行っていくかということが大切であります。

特に高速道路の維持管理というのは典型的な労務集約型の業務でございます、24時間365日開けておりますから、一般的には土日のほうがたくさんご利用されるわけですが、迅速な対応が求められます。今後ますます熟練者の不足や技能労働者の高齢化、先ほどお話がありましたように、除雪の関係でオペレーターの方が70歳、農繁期は農業をやっておられるんですけども、冬場は農作業できませんので、農閑期にこの除雪を請け負ってくださっているわけですが、その方がどんどん高齢化してまいります。これは農業人口の高齢化と相まっているわけですが、そういうものが進むと考えられて、担い手の確保、あるいは研修施設の充実を含めた各種の育成対策が当社といたしましても大変重要な課題と認識しております。

そのため、ICTを活用した現場点検やデータの集積、あるいは維持管理、更新の効率化、高度化の取り組みをはじめ、北海道、北東北、新潟といった積雪寒冷地を抱える当社、道路会社の中では私ども1年の半分はこの地域が雪と闘っているという感じでございます。ほかの中日本さんも一部北陸等ございますし、西日本さんは山陰もございますが、ウエートはもう断然東日本のほうが多くございます。そういう弊社特有の課題でございます除雪、それから凍結防止剤散布、16万トンほど塩をまきます。これはもう中の構造物に悪いことはわかっているんですけども、それをまかないと凍結してしまうということで、安全にお通りいただけませんので、除雪の後に凍結防止剤をまくというような作業に従事していただいているわけですが、できるだけGPS、あるいはセンシング技術などを使いまして、雪氷車両そのものを高度化していくなど、各種の生産性向上運動に取り組んでおります。

また、建設業ということではございませんけれども、先ほどのお話の雪氷作業に従事していただいている労働者の方々、これらの処遇改善は非常に大きな課題でございます。農

閑期での対応ということでやっていただいていますし、かなり高齢の方をお願いしているわけですが、やはり処遇が非常に低い水準にあるということで、そういう業務をやっていただくためにも、その辺の処遇改善が非常に重要な経営課題だと考えております。さらに大規模更新、修繕事業では施工の省力化、あるいは現場工期の短縮を目的といたしまして、コストの関係がございませうけれども、場合によっては工場生産をして現場に持ってくるというものも考えまして、これらの検討を先ほど申し上げました高速道路の日本の3会社——NEXCO3会社と申しておりますけれども——そういうところと共同して技術開発を行っているという状況でございます。

先ほど来お話が出ていますので、私のほうからも参考に申し上げました。以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。後継者になるといろいろ話題が広がってまいりましたが、ほかに皆さんはいかがでしょう。

宮本さん、どうぞ。

【宮本委員】 日本建設業連合会副会長の宮本でございます。今回の政策検討において、生産性の向上を取り上げていただいたことは、大変ありがたいことだと思っております。そのことに関連してちょっと発言させていただきたいと思っております。

日本建設業連合会、以降は日建連と申しますけれども、日建連は担い手確保と並ぶ最重要問題として、生産性向上を掲げております。これは生産年齢人口が確実に減少する中で将来にわたって、私ども建設サービスという言い方をしておりますけれども、建設業というのは国の社会基盤をつくり、また国民の生活基盤をつくり、守り、維持、更新していくという社会使命を担っているわけでありまして、そのサービスを国民の方々に提供し続けるための建設業界の質的な課題として位置づけるものだからであります。そうした中で、国土交通省様が本年を生産性革命元年として、建設工事についてアイ・コンストラクションへの転換を打ち出していただいたことは大変心強く、感謝を申し上げているところであります。

私の考え方でございますが、生産性向上への取り組みには何段階かあるのではないかと、あるいは段階というよりも、幾つかの切り口があるのではないかと思っております。最初は高齢化などにより労働力の供給が限界に近づくにつれ、同じ生産体制を維持するためには、どうしても生産性向上による省力化を図らざるを得ないということでありまして。そうした中で今、具体的に動き出しているのは、ICT土工など、いわゆる3次元データとG

PSを使い、実地測量をしなくてもICT建機で土地の造成ができるといったようなことですけれども、そういうことであるとか、今、廣瀬社長からもお話のあったプレキャスト化、工場生産を増やして現場での労働人口を減らすといったようなことがこのことに当たります。

もう一つの切り口は、生産体制を確保した上で、賃金の改善や休日の拡大など、担い手の処遇改善のための原資を、生産性向上という努力によっても生み出すことができるようになるということでもあります。なぜかと申しますと、今、建設技能労働者の方々は月給制というよりも日給月給の様な形で、何日間働くか幾らという考え方でやっているわけですが、そういう形でやると、例えば土曜日を休みにすると1日分減ってしまうから、給料が減るじゃないかという問題が生じるわけでもあります。これに対し例えば、今まで週に6日間、月曜から土曜日まで働いてやっていた仕事を省力化などの生産性の向上によって、月曜から金曜で終わらせることができれば、同じ金額で、同じ給料をもらって土日休めるということにつながるわけです。そういう意味での生産性向上もこれからは大事になってくると思います。そして、これは担い手確保という若い人への魅力づけという意味でも重要であります。今はどうしても建設業の労働者は給料が一般の工場労働者に比べて1割強安い状態にあります。それでいて、労働拘束時間は1割以上長いというような環境であると、なかなか若い人にとって魅力がない。そのあたりもこの生産性向上によって解決していくことができるのではないかと考えています。

さらに最終的には、生産性向上によって得られたものによって、経営力が強化され、将来に向けてより力強い産業に成長することができるのではないかと考えています。

このような考え方に立てば、どのような切り口に焦点を当てて、政策として何を指すのかについて整理していただく。あるいは、どこかに焦点を当てるといっても、むしろ連携する形になるのかもしれないですけれども、そういったことを考えていただいて、どのような政策が生産性向上に有効かについて議論を進めていただくことが重要だと思います。ぜひこの辺のことをご検討いただければありがたいと思っております。

また、先ほど山口委員からお話があったように、ソフト面での話というのは私どもも今後よく考えていかなければならないと思っております。私どもは元請の立場にあるわけですが、そういう形で例えば山口委員のところへ仕事を発注した場合に、工期がなくなってくるとどうしてもしわ寄せがそちらに行くことになり、ご迷惑をおかけしたりすることがあるわけですが、そういう意味では、先ほどの請負契約の適正化という

お話がありましたが、今後、受発注者間での早期の情報共有、あるいは工期の途中での情報共有を通じて、お互いに話し合うということにより、しっかりとしたコミュニケーションが成り立てば、そういう無理な形もなくなっていくと思われれます。ぜひ生産性向上とともに、そのあたりについてもご検討いただければ大変ありがたいと思います。

【石原会長】 ありがとうございます。先ほど挙手されました……どうぞ、藤原委員。

【藤原委員】 藤原まり子です。この資料5に書いてあります発展分野への展開、あるいは人材の確保、生産性の向上、地方における役割の維持という点で、委員の方々からいろいろご意見を賜りましたけれども、私は実はこれよりももっと先を見据えた議論を今から既に始めていなくてはいけないんじゃないかなという点が幾つかございます。

ごらんになって、あるいはご存じの方もおられるかもわかりませんが、この1カ月ぐらいの間に小さなこれぐらいの記事で、ドバイだったと思うのですが、3Dプリンターでオフィスビルディングを2週間で制作した。ドバイ政府のどなたかが、これはとてもいい技術であって、今後もそのような技術を使って、ドバイではオフィスビルディングを建設していきたいというような政府の担当者の発言も載っていた。1面ではありません、これぐらいの記事です。

実は私、製造業にかかわる研究をしておりましたときに、3Dプリンターに関してはこの10年ぐらい随分見てきていて、21世紀は基本的には労働力というものを人間の力だけではなく、人間の能力だけではなく、AIとかロボティクスとか、その2つに関しては日本は世界的にも先端を行っていて、工場、特に製造業におけるロボティクスは世界一の水準にあると聞いております。この先、労働力を考える場合、後継者を考える場合、あるいは若者が入ってくる、若い優秀な人が入ってくる産業として捉えたときに、例えばここに書いてある発展分野への展開とか、生産性の向上というのは、現在の仕組みをどうレベルアップしていくかという視点にまだとどまっているような気がいたします。

例えば東北の大震災があったときにも私は思ったんですけども、仮設住宅などは3Dプリンターで容易にできる。そして、日本は世界に冠たるプレハブ住宅のメーカーがそろっておりますから、中に関してはもう既に3Dプリンター的な考え方はたくさんあるんですけども、建物全体を3Dプリンターでつくれば、もっともっと生産性を上げることができる。特に災害時などは需要が大変急増して、そして一日も早く皆さん仮設住宅に収容して生活を立て直していただきたいということもあるわけですから、災害の多い日本は仮設住宅、あるいは仮設で当座しのいでいかなくてはならないような建築物の技術の先進国

であるべきではないかなという気もいたします。

現在、ロボティクスに関しては建設現場でも随分使っていらっしゃると思いますし、3Dデータを使ったもの、ドローンを使った安全点検、維持管理ということも随分進んでいると私は思うんですけども、ここで労働力とか、後継者とかって考えたときに、そのあたりで想定している技術者とか、知識とか、それを使いこなすノウハウとかいうようなものに大変大きなギャップがあるような気がするんです。そういう方々は普通の工場労働者よりも大変高額な給料をもらっても、実は十分それに値するような生産性を上げてくださる方だと思ってしまうんですけども、どうも生産性を上げるとか、人材を確保するというときの議論、少なくともこの資料5に書いてある文面からいたしますと、先をにらんでいなさ過ぎるんじゃないかなと。

21世紀、基本的に私はこういう人間と一緒に、人間と肩を並べて、あるいは人間が使いこなすAIとか——AIはロボティクスにも活用されているわけですけども——あとセンサー技術というのはロボットにとっても大変重要なことでもありますし、GPSやドローンは基本的には人間がアクセスできないようなところの安全管理をモニタリングする大きな役割を果たしているわけです。そのようなものも取り入れた発展分野、人材の確保、それから現在いらっしゃる方の知識とか技術、ノウハウとかを高めていく。これは技術の革新がすごく早いということは一生の労働する期間のうち、何回も何回も自分の技術をブラッシュアップして、アップデートしていかななくてはいけないということで、昔のように二十幾つかぐらいまで学んだことで一生食いつなぐということができなくなる時代でもあると思うんです。だから、そういうことを考えると、生産性を上げるためにはむしろ、12カ月のうち何カ月かを必ず技術革新のための、技術をアップデートするための時間に使うような効率化を目指さなくてはいけないだろうし、もう少しアグレッシブで成長が見込めて、なおかつ日本が世界に持っていても競争力はあるような分野にも注力していただきたいという気がしております。

ここに書かれたものは全て、今どうしても必要なものではあると思うんですけども、実はもっとこの産業全体を高度化して、それから省力化して、なおかつ世界的にも競争力のある産業にしていくというレバレッジになることをぜひこれに書き加えていただきたい。そうすると、生産性が上がるということは給与も上がるということであり、なおかつ給与が上がるとなれば、日本人だけを想定したとすればしょせん労働力は各産業とのとり合いになるわけですけども、より魅力的な労働市場になるであろうし、それからICTだけ

ではなくて、ドローンやロボット、今、日本が世界でも大変競争力のある技術を使って、そして3Dプリンターなんていうのは基本的に今まではせいぜいモデリングとか、自動車なんかのパーツに使っているというのが今までの現状だったんですけども、例えば高級自動車をつくっているベンツなんかも相当の割合パーツは3Dプリンターでやりますと。実験段階ですけども、イギリスでは飛行機のウイングを1つ、3Dプリンターでつくる実験を始めています。アメリカのたしか……。

【石原会長】 すみません、ちょっとほかの方にもあれしていただきたいものですから。

【藤原委員】 わかりました、ごめんなさい。私が申し上げたいのは、もう少し先を見据えた検討をしていただきたい。特に政策検討であればそう願いたいと思います。失礼しました。

【石原会長】 見方が非常に近視眼的であると、もっと壮大なというか、将来を見据えたあれをする中で新しい労働マーケットといいますか、そういうものを生み出す。その中で日本の競争力を生かしていく、こういうお話でございました。ぜひこういった観点も加えてやっていただければと思います。せっかくですから、ほかの方、どうぞ。

どうぞ、櫻井先生。

【櫻井委員】 今のお話ほど壮大ではないのですが、確かにもう少し大きく話をつくってもいいのかなという感じはしております、法制度といいますか、行政のスキームをどのようにつくっていくのかということだと思っておりますが、建設業法は昭和24年にできている法律で、この中間とりまとめでも、もう70年たつんだという言いまわしが何回か出てきたように思います。大体、昭和20年代法というのは戦後すぐにできたものですから、もともとたてつけが古いんです。骨格のところはちょっとどうかという法律が結構あって、そういう中で建築基準法もかなり改正を重ねてきているということがありますが、建設業の場合には、よくも悪くもより問題が深く、どのように手をつけて、どのように議論をたてていくのかということが1つの大きな課題であろうと思っています。

私の問題意識ということで申し上げますと、建設産業の発展性に関して、行政がどこに何の重点を置くべきかという点で言うと、1つは建設業法というのはずっと公共事業を念頭につくってきたわけですけども、今日に至って、これからは民間ベースの、民間関係の建設業のあり方が主要な大きなテーマになるはずというか、もうなっていないといけないところにきていると思います。ところが、法律の最初の仕切りがそっちのほうに行っているものですから、民間関係が基本的に白地とは言いませんけれども、不十分である。今回、

民間工事指針をつくられて、率直に申し上げて、これはかなりいい取り組みだし、なかなかよろしいと思います。まず最初ということで、どのように民間関係に対して行政が関与していくのかというのは新規の課題でありまして、アイデアを含めて、よく考えないといけないといえますか、想像の世界ということで、霞が関が苦手なお話ということだと思わんですけれども、そこをぜひクリエイティブに、真剣に知恵を出して、適正な規制のあり方、かかわり方というのを考えるのが、大きな柱としてはあるだろうというのが1つございます。

もう一つは、発注者の位置づけについてですが、発注者と元請の関係、元請と下請の関係というラインがあるのですが、発注者の側というのが技術力を持った発注者と、そうでない発注者とで大きな区別があると思うんです。みずから直営も可能であるような能力を持った発注者の扱いと、そうでない発注者というのは区別した上で大きく仕切りを変える必要が本当はあるのではないかという問題意識を持っていて、そういうのは少なくとも議論の中では必ずしも出てきていないと思います。労働安全衛生法には、特定事業の仕事から自ら注文者という概念がありますが、実態に即した形での仕切りの仕方を考えていく必要があるかと思えます。

そして、これは元請、下請もそうだし、発注者が技術力のある発注者である場合と元請、下請関係もそうですけれども、大企業と中堅、あるいは中小・零細企業がありまして、建設業というのは非常に裾野が広い業界なのですが、大企業はともかく、問題は中堅より中堅、中堅よりは零細というところに主たるフォーカスを当てて行政のあり方としてどうあるべきか、業界をどのように誘導していくのか、つくっていくのかということを考える必要があるだろうと思えます。

それから、同じような視点ですけれども、建設工事の信頼性の確保というところで言うと、国民とか消費者という言葉が出てきますが、マンションを買った人はエンドユーザーですから消費者ですけれども、その一般的な利益をすくい上げるのは、差し当たってB to Cでやっているところはいいのですが、必ずしもそうでないところに関しては行政がすくい上げないと誰もすくい上げないことになるので、そういう視点を入れた建設業の仕切りというのを考えていかないと、なかなか将来性がないのではないかという感じがしているところなんです。

以上でございます。

**【石原会長】** ありがとうございます。どうぞ。

【廣瀬委員】 先ほど申し上げましたけれども、私は研修というのが非常に重要だろうと思います。先ほど藤原さんも少し先端的な話をされましたけれども、確かにそういうことを考えて、その過程で技術進歩があまりにも早いものですから、それについていかない受注もできない。我々は発注の立場ですけれども相当深刻に考えて、研修施設の充実も今検討しているわけですが、これは国を挙げて、この業界の皆さんの技術に対する感性、感度を上げていかないといけないと思うんです。

例えばこの資料で、参考資料4の建設業を取り巻く情勢変化、29ページに繁忙期、閑散期とあるんですけれども、閑散期をもう少しうまく使えないかという感じがあります。だから、常にここがあいているというわけではないでしょうし、これからもう少し発注の平準化も心がけていかなければならないとは思いますが、結果的に今の日本のシステムからすると、どうしても第1四半期があいてしまうとなってくると、ここに何か意図的に研修を充実させて、かつ国としても、そういう研修をしている会社に対して、例えば昔、経済対策で研修をした会社については、賃金の50%を支給するとか補助をしましたよね。というようなこともあったかと思うのですが、何かこういうことをやっていかないと、技術の進歩は相当激しいですから、我々も自動運転の話がいろいろ出てきて、道路管理の面でも本当に大変なんです。

そういう意味からしますと、一方で技術がどんどん進む、それがちゃんとフォローできるような体制で使いこなしていかないと、先ほど来お話があるように、生産性向上ができない。賃金を上げてあげたいと思って上げていきますけれども、しかし、そのためには生産性向上に努めてくれなければいけません。そのためには労働時間を減らし、それを自己研鑽にも使ってくださいというふうなことも今言っているんです。そういう形でこれは国家的に、技術の進歩に対する感度といいますか、レベルアップをシステム的に考えていくようなこともあれば非常にありがたいと思います。

以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。勝野さん、組合側から何かございますか。

【勝野委員】 おっしゃるとおりで、この間国交省として、人に焦点を当てた施策をかなり強化していただいているところについては本当にありがたい話だなと思います。先ほどの中間とりまとめの中にもありましたとおり、今後、キャリアアップシステムなり、または教育訓練の充実が重要な課題というふうに出されておりますけれども、そういったことを進めていく上で、できましたらもっと厚労省との連携を深めていただきたいと、そう

いうことが必要なのではないのかなと思っております。

以上です。

【石原会長】 ありがとうございます。小野さん、どうぞ。

【小野委員】 全国中小建設業協会の小野です。すみません、私のほうはもう少し地に足のついたことをお願いしたいと思います。

地方における役割の維持という④についてでありますけれども、ここにいみじくも書いてありますが、地方建設会社が安定して事業機会を確保できるという非常に大きいテーマについて、そう書いていただいたのはありがたいことだと思っております。改正品確法の運用指針におきましては、業界の健全な発展を目的とするというもので、まことにありがたいと思っておりまして、またこの周知徹底の手段として、ブロック別発注者協議会を組織されたということは、地方の末端にまで改正品確法の趣旨を知らしめるものとして大きな期待をしているところです。

特にこのブロック別発注者協議会がまずは歩切りの撤廃からスタートされたということは、歩切りの根絶というものが私ども地方自治体の工事を主とする中小建設業界の悲願でありましたので、強くこの徹底をお願いするものです。しかし、地方自治体によっては、これは歩切りではなく端数処理だといった強弁をしたり、意図的に予定価格の公表をして業者サイドによる受注価格の値引きの強制、先に公表しているわけですから、必ずそれ以内でなければ入札できないという強制を図ろうとする意図が見えるものが大変あります。また、地方自治体においては財政難を口実に、応札可能者数をやたら多くするというのも、同じく事業者サイドからの受注価格の値引きを強制しているように見えます。

ところで、今、全国知事会が行われていたところですが、平成18年に全国知事会の申し合わせ事項で、公正な競争の確保の観点から、応札可能者を20から30にするという申し合わせがありました。そういうことにまだこだわっている知事さん、申し合わせ事項となっている地域産業の育成と同じように並列で書かれているわけですが、これに逆行している例があります。もともとこの全国知事会の申し合わせは官製談合の根絶を目的とするものでありました。それが20から30社という大変な数の応札可能者数を墨守しているということになると、業者側からすると20分の1、30分の1という低い確率でしか落札ができないという苛酷で熾烈な競争を強いるものということになると思います。また、20から30社の業者が参加することになりますと、中には経営の苦しい業者がいて、無理やりにダンピングまがいの低価格で受注を図ろうとするということ

になりますので、まさに悪貨が良貨を駆逐するという例えどおり、健全な業者を苦しめるということになるかと思えます。たとえそれが価格と品質という総合評価であろうと、せっかくの予定価格を台なしにしてしまうわけです。そういう意味で、改正品確法の運用指針にうたっております健全な業者を育成・支援するどころか、業者間の足の引っ張り合いを助長していると思えます。

そうしたことを踏まえて、ブロック別の発注者協議会におきましては、市、町、県もそうですが、適正規模の業者数の中で、しかもその工事を請け負うのにふさわしい業者の選定を行うようにぜひご指導をお願いしたいと思えます。

以上です。

**【石原会長】** ありがとうございます。だんだん時間も迫ってまいります、最後に。どうぞ、岸上先生。

**【岸上委員】** 会計士の岸上でございます。私のほうからは1点お願いと1点質問させていただきたいと思っております。

まずは課題②に関連しまして、法務に加えて財務、経理能力の向上ということで、会計関係も入れていただいてありがとうございます。御礼申し上げます。先ほど櫻井先生がおっしゃられたように、契約関係、請負契約とは何なのかということを整理するのは非常に大事なことなのかなと感じております。会計の世界では、新しい収益認識基準が世界で統一されたものがもうすぐ適用になりますし、日本でも導入についての議論が始まっている状況でございます。その中では契約に加えまして、履行義務という考え方が取り入れられてきております。それが建設業にどう影響するのかという論点もいろいろあると思うのですが、海外がからむ工事についてはそのような用語も業務で使用される可能性も高いと思っております。検討される際にはそういう視点も入れていただければと思います。これはお願いになります。

もう一点、質問でございます。課題⑤に関連いたしまして、不正のくい打ちの件については、施工監理のうち監理の部分がうまく働いていなかった状況と理解しております。そこで今回、監理をしっかりとやるということを明確化されたと思えます。しかし、現状況、下請というような重層構造の中で、先ほどどなたかご指摘されましたように、もう期日が迫ってくると現場にしわ寄せが行くというような状況もあろうかと思えます。その際、現場のほうで悲鳴が上がるというようなことに対応するため、極端なケースになれば告発ということになるのかなとは思っておりますが、何らかの相談窓口の仕組みが現在どのよう

になっているのか教えていただければと思います。こちらは質問になります。よろしくお願ひいたします。

【石原会長】 いかがですか。じゃ、その間といいますか、大分論議も……青木さん、何か。よろしゅうございますか。

【青木委員】 よろしいですか。ちょっとかけ離れた話で議論されていますので、この審議会に沿うかどうかわかりませんが、専門工事業の中というのはもっと、川で言えば川下、川上ですよ。そこがよどんでいると流れないわけです。そのところに我々は位置としてはいるわけなので、今、何をやっているかと申し上げますと、この業界はもうずっと江戸時代から連綿と続いた、過去の話も含めて、要するに今、とにかく我々サイドは反省しようじゃないかと。どういう問題があつて、どういう問題を積み残してきたのか、まず自分から始めよう。その上で我々の組合員、会員さんに対してはそういう意識を、そこからそれぞれの会社でも問題を全部取り出してもらって、そういう共通的な問題があつたら組合でやろうという話を今やっているわけですが、これが並べれば、何十、何百もあつて、優先順位をつけてやると。その中に雇用の改善の問題も、いろいろな雇用環境とか、賃金の話もあります。それと人材の育成もあります。すると、さっき言っていたいろいろな意味で、技術の話もあるけれども広報することも大事、そういう6つのプロジェクトに分けて水平展開していくということをやっていると。

まず我々は、反省から始めているんです。それから始めないことには全て忘れていったら、とにかく新しいところに行くわけにもいかないというところからやっていますので、それは我々や次の世代も含めて現実的に、これは終わりなき話です。我々としてはそういう展開で、後ろの世代にもつないでいく責任があります。だから、我々で終わりというわけではない。同じような仕組みで行けるように、そういうプロジェクトチームは継続できるような形にしていますので、50年、100年、中身が変わっても続くと思います。だからまずはそういうことを、今、皆さんがいろいろおっしゃったこともすごく大事なんです。法律の問題、仕組みの問題、我々、専門工事業というのは、実際に日々暮らしていかなければならない、その中で技能とか技術の問題も考えていかなければいけない。でも、それはそれぞれの経営各社、経営者の意識が上がってこないことには、そういう問題も解決しないんです。まずそこから、みんなで反省してもらって、自分たちの会社のレベルも上げてもらおうと、そうしないと問題は解決しないと思う。そうしないと、元請さんに何かやってくださいという要求なんかできるわけがないので、まずは反省から始めるという姿

勢でやっていますので、これは……。

【石原会長】 若干反省が足りない。

【青木委員】 いやいや、要するに結論から言いますとね……。

【石原会長】 これは国交省さんも含めて。

【青木委員】 さっきも言ったように、取り組みは永遠と続きます。以上です。

【石原会長】 ありがとうございます。それでは、最後に中田委員から、よろしくお願い致します。

【中田委員】 今回の基礎ぐい問題から始まって、中間とりまとめで構造的な課題を検討していただいたのは非常に結構なことだったと思います。今回、問題が起きてそれに対する対応というのが検討されたわけでございますけれども、ひょっとしたら同じような問題が基礎ぐい以外のところでも起こるかもしれない、それをどうやったら未然に防止できるのかということが今日の大きなテーマだったと思います。その中で構造的な課題について、例えば櫻井委員からは根本的なことをお示しいただきましたし、各委員から、具体的な対応策をどうしたらいいのかということをご検討、お示しいただきましたことは、いずれも非常に重要だったと思います。さらに最後に、岸上委員がちょっとおっしゃったことですが、問題を発見するといいますか、隠れた問題をどうやって先に見出すのか、こういうことも重要だと思います。

ということで、問題を未然に防止するというをいろいろな角度から引き続きご検討いただければと思います。以上でございます。

【石原会長】 ありがとうございます。いろいろ多岐にわたる論点から皆さんのお話、この問題についてはこれからさらに論議を詰めていくことになると思うんですけれども、ここに別途、検討の機関がございますが、これは何かお考えですか。

【平田建設業課長】 新たな検討の場を設置と書いてございますけれども、この部分につきましては、政策検討のための研究会を新たに組織しまして、そこでの議論をお願いしていくということを考えてございます。

【石原会長】 また随時この会にもご報告いただく等々で、皆様からさらに論議を深めていただくことになろうかと思えます。非常に多岐にわたる問題点もあり課題もあり、これの解決のためには短期的、中期的、あるいはもう既にそれぞれのところでいろいろやっておられるんだというお話もございましたけれども、そういうことも含めまして、さらに論議を詰めて、いずれにいたしましても、こういった問題の解決に向けて未来を展望でき

るように何とか努力してまいりたいと思う次第でございます。ということで……。

【平田建設業課長】 質問に対するご回答を。

【石原会長】 そうですね、失礼しました。

【平田建設業課長】 岸上委員から、現場で問題が生じた際の相談ですが、私どもで駆け込みホットラインという制度がございまして、この電話番号が決まっていまして、そこに電話していただくと、私ども建設業担当のセクションにつながることになっています。それを受けて、場合によっては立ち入りなどをしたりしていることもございます。また、そういった何と申しましょうか、駆け込みホットライン的な話のほかに、あとは紛争が生じてしまった場合には紛争審査会の仕組みなどもございますし、私どもでもそういった受け入れの場を幾つか用意しているところでございます。

【石原会長】 よろしゅうございますか。

【岸上委員】 はい。ありがとうございます。

【石原会長】 本日は長時間にわたりましていろいろご論議いただきまして、ありがとうございます。以上をもちまして本日の会は終了ということで、事務局のほうにバトンをタッチしたいと思います。

【事務局（三浦）】 大変ご熱心なご議論、まことにありがとうございます。お手元の配付資料でございますが、郵送をご希望の委員の方々はそのまま置いていただければ、後日事務局より郵送させていただきます。

それでは、これもちまして散会とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、まことにご多忙のところ、本当にありがとうございます。

— 了 —